

入場
無料

文書館の逸品展

端
山
に
見
る
山
間
庄
屋
の
展
開

■開催期間

平成27年 1月27日(火)～4月19日(日)

■開館時間 午前9時30分～午後5時

■場所 徳島県立文書館2階 展示室

■休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合その翌日）、毎月第3木曜日

■展示解説 2月15日(日)、3月22日(日) 文書館展示担当者による解説



文化の森総合公園 徳島県立文書館

Tokushima Prefectural Archives

770-8070 徳島市八万町向寺山

Tel.088-668-3700 FAX.088-668-7199

<http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp/>

ごあいさつ

当館では、毎年「文書館の逸品展」として特定の家文書を取り上げた展示を開催しています。今回の「端山に見る山間庄屋の展開」においては、江戸時代に端山(現美馬郡つるぎ町)の庄屋(村役人)を務めた武田家・谷家に伝わった古文書をとおして、江戸時代から明治時代初期までの同地域の歴史を紹介します。

端山は、吉野川に注ぐ支流貞光川の両岸の山斜面に立地しており、歴史的には16世紀末から17世紀初頭にかけて貞光村から分離、その際に東西の端山に分割されたと記録されています。明治時代初期に作成された「美馬郡誌」の一部を抜き書きした「端山村誌」(武田浦三郎筆写)には、東端山の地勢について「耕宅地概ね山間ノ険地ニ散在ス」と記して、平地の少ない山間集落の景観を伝えています。西端山についてもほぼ同様の記述です。

東端山・西端山の庄屋であった武田・谷両家には、徳島藩独自の戸籍調査記録である棟付帳をはじめ切支丹宗門改帳、藩の法令や年貢に関わる古文書などが数多く残されています。これらの古文書から、東端山・西端山それぞれが中世以来の多くの名からなり、名ごとに年貢の割付・収納がされていたこと、年貢を材木などで納める山間部特有の「宍料」と呼ばれる年貢が存在していたこと、また、楮(和紙の原料)・苧(麻の一種)・茶・大豆などが年貢の一部として現物納されていたことなどが知られます。これらのことがらは、山間部に立地した端山の村政やそこに生きた人びとの生業の一端を物語るものです。

また、端山には江戸時代後期、地域に存する御堂を靈場とした「端四国八十八ヶ所」が整備され、現在にいたるまでこの地域の人びとの信仰を集めています。

このように端山に関わる古文書をとおして、江戸時代の村社会のあり方や村人の生業などを具体的に知ることができ、それぞれの地域や環境のもとに営まれた多様な生活形態を理解することができます。

現在、過疎化が進行する中で、各地に展開した村の姿が大きく変貌しています。かつて多くの人口を擁し地域社会を支えていた村の歴史を明らかにして、その存在形態を知ることは、これからの方創生のあり方を考えていく上で、大変意義あることと思われます。

今回の展示が地域徳島の豊かな歴史と生活文化を伝えるとともに、歴史資料を後世に残していくことの大切さを考える一助になればと願っています。

最後になりますが、貴重な資料を寄贈・寄託していただいた武田英雄氏、谷成泰氏に厚くお礼申し上げます。

平成27年1月27日

徳島県立文書館長 山下 知之

東西端山と武田家・谷家

貞光川中流の山間部に広がる端山地区は、古くは下流の貞光村と共に貞光(定満)谷と呼ばれており、16世紀末の文禄年間、もしくは17世紀初めの元和年間に貞光村・東端山・西端山に分かれたと考えられている。江戸時代後期の段階で東端山の村高は約300石で、全て藩士長坂氏に給知(領地)として与えられている。一方、西端山は村高が江戸時代の前期には約300石、後期になると約600石で、全てが徳島藩の御蔵地(直轄地)となっている。

「山」というのは徳島藩における行政単位の一つで、端山のほかにも阿波・麻植・美馬・三好郡などの山間部に見受けられる。東西端山ともに年貢を材木などで納めることを基本とする宍料年貢という山間部特有の形態をとっている。また、村内が複数の「名」に分かれており、住民はそれぞれの名を支配する名主に属する名子・下人という形をとるなど、中世の形態を色濃く残していた地域である。江戸時代における端山の産業に関するまとまった史料は残されていないが、農業の他に林業などで生計を立てていたと考えられる。

この地区は吉野川流域と一宇・祖谷地方といった山岳地帯を結ぶ重要な交通路となっており、天保年間(1830~43)には郡代の指示を受けた地域の与(組)頭庄屋などが中心となって貞光と一宇を結ぶ「おさざや往還道」が造られている。また、「鳴滝」や「土釜」は江戸時代から名所として知られ、藩主もたびたび遊覧に訪れている。地区内の寺や御堂を結ぶ写(移)霊場「端四国八十八ヶ所」も江戸時代には整備されている。

東端山の庄屋を務めた武田(竹田)家は同家に残る由緒書などによると、前任の政所(庄屋の古称)である助左衛門が明暦3年(1657)に棟付改の際の不正などを咎められて(堤防工事に関する直訴との説もあり)刑死した後に、東端山の肝煎に就任している。徳島藩では藩士等の給知に属する農民が村の長となった場合は肝煎と称するが、これが不満だった武田家は庄屋への改称をたびたび嘆願している。江戸時代後期にはこれが認められ、数ヶ村を束ねる与頭庄屋にも任せられている。また、明治時代に端山村長などを務めた武田浦三郎は郷土史家としても知られ、多くの貴重な古文書を整理・模写している。

西端山の庄屋を務めた谷家は中世に阿波郡朽田城(現・阿波市)に拠った小野寺氏の一族で、徳島藩による山岳地帯制圧で活躍した祖谷の喜多家や一宇の南家の同族である。また、過重な年貢負担を直訴したために正徳2年(1712)に処刑された一宇の庄屋谷貞之丞も同族とされている。帰農した武士などに与えられる壱領壱匹という身居(身分)を江戸時代の早い段階から与えられており、与頭庄屋なども務めている。

今回の展示は武田家・谷家に伝えられてきた古文書などを通して、江戸時代から明治時代初にかけての東西端山の歴史を紹介するものである。

宍料年貢とは

武田浦三郎の「貞光山見聞録」は宍料年貢について次のように記している。「天正13年(1585)蜂須賀氏の領地となる貞光・端山・一宇山・祖谷山の主なる貢物は、檜板・梅・五葉松等厚6寸、長2間の板角を製し、是を貞光御代官所に収納す。元禄・宝永の頃に至て山林を伐り尽くしたるを以て、板角一挺の価として米6升3合を納む。尚米なきは御蔵奉行定め相場を以て米代を銀納するを例とす。」宍料年貢とは檜や梅などの板を厚さ6寸(約18cm)、長さ2間(約3.6m)の板角に製材して貞光代官所に納めていたが、元禄・宝永の頃には山林を伐り尽くして、板角一挺の価として米を納めるようになり、さらに米がないものは、御蔵奉行の定める相場によって銀納としたと書かれている。

『阿波近世古文書用語辞典』によれば「宍」とは獸の肉の事で、その語源は山の民(獵師等)に課した税(年貢・夫役)で獸の肉の代わりに納める材木・紙・真綿等に変化したものであるとされる。宍料年貢は、その地域が藩によって「山」と把握し、住民は山の民としていたことになる。西端山では江戸時代を通じて宍料年貢の名称で、本年貢および夫役の大部分を納めていたようなので、「山」という特殊な行政単位が認められて続けていたのである。

谷家文書、正徳元年(1711)の「覚」は、元禄17年(1704)に行われた検地を元に西端山の庄屋役谷政右衛門ら村役人が伝兵衛の所有する田畠を名寄せし、その物成(上納するべき税)を書き上げている。伝兵衛は14筆の田畠と4カ所の楮山を持っており、その年貢率は4つ(4割)で、麦・掛茶・煮芋・大豆を現物で納める以外の全ての年貢は「檜宍料」の形で年貢を納め、それと別に夫役を納めていることが分かる。この文書では「檜宍料・夫役」が何によって納められていたかは分からぬ。

幕末の安政4年(1857)、美馬三好郡代手代から西端山組頭庄屋谷幸三郎に出されたその年の秋年貢勘定の「覚」によれば、掛茶・煮芋・小大豆の現物の外、銀札での支払いが2項目立てられている。1項目目の銀札が宍料年貢、2項目が夫役宍料と考えられ、この頃には銀札による代納が常態化していることが分かる。

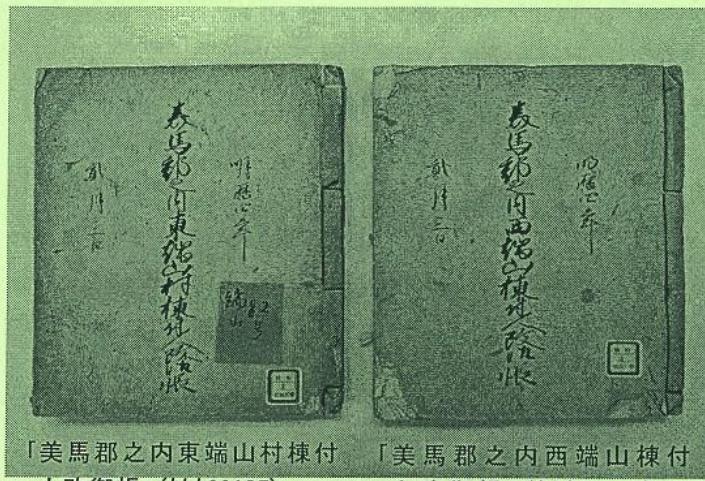
宍料年貢と把握されることで、4割を切る年貢率の低さや銀代納が認められる点こそが、山での人々の生活を保障することであったのではないだろうか。

正徳元年西端山伝兵衛の年貢		
田畠14筆	合2反9畝	高1石2斗2升9合
楮4筆	12畔	高3升6合
総高	請四つ成	高1石2斗6升5合
総物成		6斗7合2勺
内	大麦1斗6合、掛茶22匁9分7厘 煮芋112匁5分、大豆6升9合4夕	

安政4年西端山の秋年貢	
銀札 15貫	819匁8分6厘(宍料年貢)
銀札 1貫	667匁6分1厘(夫役宍料)
懸茶 45斤	煮芋 55貫100目
小大豆 34石	

明暦の棟付帳からみる東端山と西端山

端山には、徳島藩最初の棟付改で作成された明暦4年(1658)「美馬郡之内東端山村棟付人改御帳」と「美馬郡之内西端山棟付人改御帳」とが残されている。これによると東端山の石高が300石9斗7升8合、西端山が302石7斗1升2合であり、藩が把握していた生産力はよく似ている。ただ、棟付帳の記載からは二つの相違が見えてくる。



「美馬郡之内東端山村棟付人改御帳」(タケ00187) 「美馬郡之内西端山棟付人改御帳」(タケ00188)

一つは東端山には「村」がつき、西端山は「山」でとまっていること、もう一つは、東端山の棟付帳には「名」の名の記載がなく一括した記載であるが、西端山の棟付帳には「名」の名が記載され、それぞれ集計がなされていることである。この二つの相違は、近世の端山をとらえる上で大きな意味があるようと思われる。

「山」の身居は「村」と同じ「百姓」であり、年齢に達した男性は夫役を納める。それでは何が違ってくるのか。

近世の経済の基本は「土地」である。土地を所持する人からは「年貢」が徴収される。基本的な年貢は「米」である。ただ、山間部等では、所持した土地で稲作が困難な地域もあるため、「宍料年貢」という納入方法がある(前頁参照)。西端山は当初から「宍料年貢」である。「山」と「村」を分けるのは、この年貢納入の相違ではないか。東端山も延宝期の棟付帳の表題からは「村」が消えている。

もう一つの記載の相違は、「名」及びその住民の結合の相違ではないか。明暦3年(1657)、東端山の政所であった助左衛門が、東端山の現状と吉野川土手普請に伴う貞光代官の不正とを訴え藩に直訴する。同時に彼は、明暦元年(1655)から始まった棟付改で東端山男性全体の26.4%にあたる184名もの漏れ人をつくりだす。町田哲氏も指摘されているように、これは29あるほとんどの名から出ている。この状況を丸山幸彦氏は、東端山の「名連合」としてとらえておられる。

のことにより政所助左衛門は死罪となるが、その跡式に端を発した土地所持を巡る問題は、享保期の棟付改実施に伴い平野名住民・肝煎・給人の三者の間で再燃する。直訴から始まるこれらの一連の動きが、なぜ西端山ではなく東端山にみられるのか。

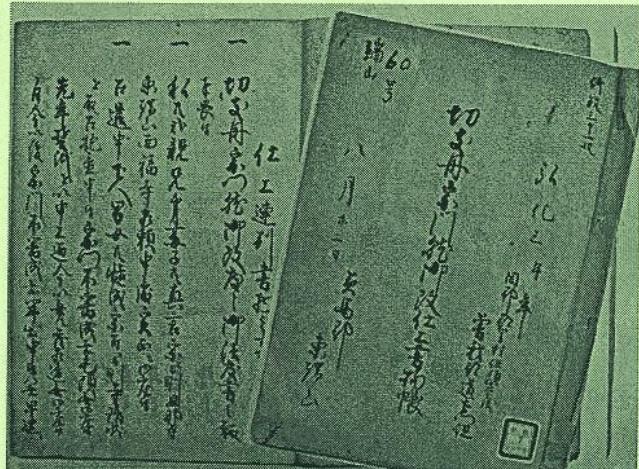
東端山は、長坂三郎左衛門の給地、西端山は藩の蔵入地(直轄地)である。明暦の棟付帳からみえる二つの相違が、「給地」と「蔵入地」における負担の相違と、それに基づく住民の抵抗の証だとするならば、その始まりは端山が意図的に東西に二分された時となる。それは「諸記録」によると元和2年(1616)である。

徳島の宗門改帳の特徴

宗門改帳とは幕府がキリスト教探索のため用いた重要な禁教政策の一つで、キリスト教の脅威がなくなった後も、民衆把握の方法として近世を通じて作成された帳である。幕府は慶長18年(1612)直轄領にキリスト教禁止令を出し、翌年には全国に拡大し禁教の徹底を図った。その取締の一環としてキリスト教でないことを証明する宗門改帳の作成がなされていった。寛文4年(1664)幕府は諸藩に宗門改め専任の役人を設置し、毎年宗門改めを命じた。さらに寛文11年(1671)には詳細な宗門改帳の体裁が示され「人別帳」の内容をも加味した詳細な人身把握の帳としての宗門改帳(宗旨人別帳)が成立した。

ところが藩の宗門改帳には寺請はあるものの戸主しか記載されておらず、幕府から示された体裁とはほど遠い内容となっている。この藩の簡素化・画一化された最古の宗門改帳としては明暦4年(1658)の「板野郡奥野村吉利支丹宗門御改帳」の存在が知られている。いま武田家文書から画一化された弘化3年(1846)の「切支丹宗門就御改仕上書物帳」を見ると、前書にはまず切支丹厳禁の趣旨を守ることが述べられ、続いて戸主に關係する親・兄弟・妻子とも東端山の西福寺の檀家であることが記され、さらに配下の者も宗旨確かな者であり、もし不審なる者を見聞きしたならば直ぐさま注進することが記されている。また村々では戸主の代替わりごとに、誓詞血判をもってキリスト教でないことを誓っている。(なお、この誓詞血判については郡代で俳人でもあった太田章三郎が天保14年(1843)宗門改めに赴いたおりに綴った『祖谷山日記』には「親なく成り(亡くなり)て子家を継るものは、ちかひをなし起請文を奉り帰依する寺の住僧是をよみあけて血を出しておしてす」と起請文を加えて行なう誓詞血判の様子が記されている。)

前書きに続いて、庄屋・五人組・戸主がそれぞれ黒印して郡代に提出し、さらに西福寺が「右頭合四百式人」旦那であるとの寺請を行い、最後に庄屋・五人組が奥書をして奉行に提出をしている。この宗門改帳が寺院ではなく、庄屋・五人組から提出されるのも徳島の宗門改帳の特徴といえる。このように徳島の宗門改帳は戸主しか記載されておらず幕府の体裁からは大きく離れている。しかし徳島藩には村人を家ごとに掌握する「棟付帳」がある。そのため、戸主さえ把握すれば家族や配下の者を掌握することが可能となり、簡素化された宗門改帳ではあるが、宗旨把握の機能は十分に果たしていたと考えられる。



--- 弘化3午年(1846)8月の

「切支丹宗門就御改仕上書物帳」(タケタ 00485) ---

藩主と庄屋

天保 6 年(1835)12月 5 日、藩主斉昌と若君(後の斉裕)は江戸城に登城し、將軍御前かたいみなで若君が元服し「従四位上侍従淡路守」という官位と徳川11代將軍家斉の一字を偏諱かみしきとして「斉裕」改名の達及び斉昌が「従四位上」に仰付けられた(従前は従四位下)。この昇進に対する御祝儀関連の史料が 2 点ある。

☆太守様御昇進被遊候ニ付干鯛指上恐悦奉申上候控(タニケ00046)

昇進の翌 7 年 4 月に藩内の小高取・壱領壱匹・郡付浪人・与頭庄屋・無役人・庄屋・年寄・百姓・商人・郷鉄砲・御番人・寺院各々が恐悦の趣として、干鯛目録及び名書目録を差し上げる旨の触書である。庄屋役の谷庄三郎は「上下着用」で御郡代所へ罷出、恐悦申し上げるようにとの指図である。

☆御能拝見人江申渡覚(タニケ00647)

天保 8 年(1837)3 月に昇進御祝儀として催される御能拝見時の服装や心得等についての覚書である。「御能は朝夕 2 回、朝拝見人は七ツ時(午前 4 時頃)、夕拝見人は四ツ時(午前 10 時頃)御郡代所へ集合、記帳の上で鷺御門筋で御城諸士が登城・退場後に所定の場所に入るよう」「草履は路外に脱げ」「扇子や煙草入れは持つて来るな」「身だしなみには気をつけて」「雨天時の傘について」等々 16ヶ条にわたり細々と書かれている。名誉なこととは言え、往復の経費は自弁である。

また、庄屋達は藩主が物見遊山に出かける時も、事前準備や日程中の宿・休憩所等への諸々気配りを強いられる。前述の斉昌の父治昭は度々鳴滝・戸釜(土釜)に出かけている。その中から文化 8 年(1811)時の史料を 2 点紹介する。

☆鳴瀧御供御名面帳(タケ00132)

☆鳴瀧就 御上覧御休泊其餘諸裁判人名面帳(タケ00453)



『阿波名所図会』より鳴滝

文化 8 年閏 2 月、治昭は次男規二郎と共に、年寄衆・奥小姓・医師・料理人・仕立人・草履取・駕籠の者等総勢 60 名を超える御供を連れて出かける。通行筋の村々では村役人(与頭庄屋・庄屋・五人与等)が自力で宿泊や休憩所等の拵えをした。鳴滝には手水鉢や手拭掛けを付けた 1 間四方の床を造り、土釜には長さ 4 間半・幅 1 間の橋を架けている。かなりの造作である。また、鳴滝では高黍餅や色取餅等を献上したところ「太守様規二郎様とも甚御氣ニ入」、お代わりした上に土釜からの帰り道にも所望され、盆ごとお持たせになって「有難し有難し」と結んでいる。余程嬉しかったのであろう。見物後藩主は庄屋谷家に宿泊し、御供達は近所の家々に宿泊する。翌日は貞光村から船で吉野川を下って帰路についたようである。藩主が乗る本船 1 艘、御供船 6 艘等全 12 艘での川下りであるが、これらも全て村役人達の自力で行われている。事前打合せも念入りに通行筋の村役人達と行っており、村内での逗留は一両日とはいえ、庄屋達にとっては財政的にも精神的にも大変な負担だったと思われる。

展示資料一覧			
No.	表題	年代	備考
東西端山と武田家・谷家			
1	覚(長坂三郎左衛門端山拝領の件)	(近世)	タケタ00330
2	家訓	承応2年(1653)	タケタ00051
3	覚(谷政右衛門他筋目書)	享保9年(1724)	タニケ00315
4	乍恐奉願覚(苗字帯刀御免・庄屋下知願い)	宝暦8年(1758)	タケタ00147
5	乍恐奉願上覚(陰名より平野名へ棟付付け替え願い)	明和6年(1769)	タケタ00056
6	藁草御用御書出道法山長指出	享保13年(1728)	タケタ00072
7	御注書控(大瀧寺会式参詣の百姓行方不明の件)	文政2年(1819)	タケタ00075
8	乍恐申上ルロ上之覚(鹿垣繕不參の件)	安永6年(1777)	タケタ00458
9	美馬郡貞光村より一字之内古見迄道造り御普請仕様帳	弘化2年(1845)	タニケ00040
10	浪華大塩平八郎残書所々張出之写	(天保8年(1837))	タニケ00042
11	覚(西端山取究宜しきに付褒状)	天保13年(1842)	タニケ00051
12	(端四国八十八か所参拝古図)	(近世)	サカイ00022
13	貞光谷見聞録	大正5年(1916)	タケタ00026
穴料年貢			
14	御検地帳(竹屋敷名・音部名・引地名・浦山名)(写)	元禄17年(1704)	タニケ00024
15	覚(元禄17年3月御検地帳写、徳兵衛分)	正徳元年(1711)	タニケ00034
16	覚(高物成指出、孫左衛門分)	天明9年(1789)	タニケ00461
17	覚(西端山秋年貢上納済勘定証)	安政4年(1857)	タニケ00468
棟付			
18	美馬郡之内東端山村棟付人改御帳	明暦4年(1658)	タケタ00187
19	美馬郡之内西端山棟付人改御帳	明暦4年(1658)	タケタ00188
20	十五番 棟付(谷庄左衛門分・下書)	文化期	タニケ00018
21	美馬郡端山棟付人改御帳	延宝2年(1674)	タケタ00190
宗門改め			
22	宗門前書之事・天罰起請文之事	(近世)	タケタ00499
23	祖谷日記(祖谷山日記)	文政8年(1825)	タケタ00024
24	四番棟付帳 宅熊名	文化期	タニケ00009
25	切支丹宗門就御改仕上書物帳(控)	天保15年(1844)	タニケ00630
藩主と庄屋			
26	太守様御昇進被遊候ニ付干鯛指上恐悦奉申上候控	天保7年(1836)	タニケ00046
27	御能拝見人江申渡覚	天保8年(1837)	タニケ00647
28	鳴瀧御供御名面帳	文化8年(1811)	タケタ00132
29	鳴滝就御上覽御休泊其餘諸裁判人名面帳	文化8年(1811)	タケタ00453
給人と村			
30	美馬郡東端山罷在候長坂三郎左衛門様譜代御家来成立書	(近世)子3月	タケタ00047
31	旦那様東端山へ御巡見被遊諸入目帳	寛保2年(1742)	タケタ00128
32	長坂家代替ニ附取調進達書写	(文政2年(1819))	タケタ00046
33	武田英之介口上覚(所務方取立役休役仰せ付けに付き取りなし依頼)	(近世後期)	タケタ00064
歴史へのまなざし			
34	祖谷旧記(祖谷山旧記并喜多源治家系成立)	延享元年(1744)	タケタ00025
35	時勢見聞録	(明治21年(1888))	タケタ00007
36	端山村誌	(明治時代)	タケタ00023
37	忌部再興記 壱・弐・参	大正4年(1915)	タケタ00048~50
村の明治維新			
38	(海外渡航手続き・兵庫商社等に関する幕府通達)	(慶応3年(1867))	タニケ00429
39	高松御討伐ニ付元控諸書記録	慶応4年(1868)	タニケ00309
40	覚(調達金受取証)	明治元年(1868)	タニケ00655
41	(達・米人鉱山師回村の件)	(明治3年(1870))	タニケ00062

*資料保存のため、期間中展示品が替わることがあります。

☆担当職員による展示解説（文書館2階講座室・展示室）
日時：2月15日(日)・3月22日(日) 午後1時半より

文書館の逸品展
「端山に見る山間庄屋の展開」
平成27年1月27日発行
編集・発行 徳島県立文書館